

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、さいたま市元荒川土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を令和四年十二月二日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次とおり縦覧に供する。

令和四年十二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和四年十二月十九日から令和五年一月二十三日まで

### 二 縦覧場所

蓮田市役所

さいたま市役所

春日部市役所

越谷市役所